

熊本県監査委員公告第 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、令和 4 年（2 0 2 2 年）9 月 7 日から 1 1 月 1 8 日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置について、熊本県教育長及び熊本県公安委員会から通知があったので、次のとおり公表する。

令和 5 年（2 0 2 3 年）8 月 4 日

熊本県監査委員	藤 井 一 恵
同	竹 中 潮
同	緒 方 勇 二
同	橋 口 海 平

（指摘事項）

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
図書館	<p>（データベースサービス料等の支払遅延について） データベースサービス料等 3 件について、支払が遅れたため、遅延利息 600 円が発生している。 支払手続において組織的なチェック体制の強化を図り、支払漏れの防止に努めること。</p>	<p>再発防止策として、支出管理のための一覧表（事業点検表）への入力を徹底し、事業担当者、経理担当者、および経理担当課長等が内容確認、進捗管理を行っている。 また、事務処理の失念を防ぐため、経理担当課内のレターケースで担当者ごとに請求書等を整理し、主査・副査による二重チェックを行うこととした。 さらに、全職員に対し経理処理に関する研修を実施し、会計規則その他関係規定等の遵守と、適切な事務処理について、あらためて周知徹底を行った。 今後もこれらの取組を継続し、事務処理誤りの再発防止に取り組んでいく。</p>
警察本部 熊本中央警察署	<p>（職員の交通事故について） 公用車による過失割合の高い人身事故が 2 件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>本件の発生原因の分析結果等を踏まえつつ、 ○幹部会議における公用車事故の現状と対策についての検討 ○朝礼等における「交通事故が県民・組織・個人にもたらす影響」及び「安全運転に関する基本の徹底」についての指導 ○防衛運転や基本の徹底への意識付けを行うため、全署員に対するメールによる注意喚起及びヒヤリ・ハット事例の共有 ○署運転指導担当者による若手警察官を対象とした運転訓練 ○日々の点検整備や洗車の徹底指示による愛車精神の醸成等を行った。 今後も引き続き上記取組を継続し、公用車事故の絶無を図っていく。</p>

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
警察本部 熊本東警察署	(公用車の毀損について) 公用車による毀損額が大きい自損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。	本件の発生原因の分析結果等を踏まえつつ、 ○幹部職員による事故当事者に対する運転時の心構え等の指導 ○朝礼、招集教養日等を活用した交通事故及び交通違反の防止に関する教養 ○若手職員を対象とした運転技能訓練及び幹部職員による同乗指導 ○公用車両一斉点検等による愛車精神の醸成 ○職員個々の交通事故防止に対する意識の高揚と運転技術の向上を図るための係単位でのグループ検討会の開催 等を行った。 今後も引き続き上記取組を継続し、公用車事故の絶無を図っていく。
警察本部 菊池警察署	(公用車の毀損について) 公用車による過失割合が高く、毀損額が大きい物損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。	本件の発生原因の分析結果等を踏まえつつ、 ○交通事故防止意識の向上を図るため、朝礼時に当事者による反省検討事例の発表 ○上司による車両運転前の安全運転に関する具体的声かけ ○同乗者と連携した安全確認の徹底についての指導 ○幹部職員立会いの下での運転技能訓練 等を行った。 今後も引き続き上記取組を継続し、公用車事故の絶無を図っていく。
警察本部 人吉警察署	(公用車の毀損について) 公用車による毀損額の大きい自損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。	本件の発生原因の分析結果等を踏まえつつ、 ○教育招集時等、あらゆる機会を利用した交通事故・違反防止に関する教養及び指導 ○運転前後の車両点検及び所属長による定期的な車両目視点検 ○公用車事故防止対策教養資料を作成し、全署員に配布 ○交通事故防止に関する検討会及び実践的運転訓練 等を行った。 今後も引き続き上記取組を継続し、公用車事故の絶無を図っていく。

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの